

南九州市告示第 130 号

地方税法第 20 条の 2、南九州市税条例第 18 条、介護保険法第 143 条、国民健康保険法第 78 条の規定に基づき、下記のとおり公示送達する。

令和 8 年 6 月 10 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

記

1 公示送達する書類

| | | |
|---------|---------------|---------------|
| 令和 7 年度 | 市県民税督促通知書（普徴） | （4 期・随 4 期） |
| 令和 7 年度 | 固定資産税督促通知書 | （2・3 期、随 3 期） |
| 令和 7 年度 | 国民健康保険税督促通知書 | （10 期） |
| 令和 7 年度 | 介護保険料督促通知書 | （10 期） |

2 公示送達を受ける者の氏名及び住所

別紙のとおり

| | |
|---------------|----------|
| 市県民税督促通知書（普徴） | 2 人（2 件） |
| 固定資産税督促通知書 | 2 人（3 件） |
| 国民健康保険税督促通知書 | 2 人（2 件） |
| 介護保険料督促通知書 | 1 人（1 件） |

3 書類の交付

公示送達する書類は、市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

